

## フィンランド、ロンドンアグリーメントに加入

2011年8月31日

JETRO デュッセルドルフ事務所

フィンランド特許庁 (NBPR) は、8月25日、フィンランドが2011年11月1日にロンドンアグリーメントに加入すると発表した。これにより、38の欧州特許条約 (EPC) 締約国のうち17か国についてロンドンアグリーメントの批准・加入が行われることとなる (EPC 締約国のロンドンアグリーメント加入状況については別添参照)。

従来は、欧州特許庁 (EPO) において欧州特許が付与された後、(指定された) フィンランドにおいて当該欧州特許が国内特許と同じ効果を持つための条件として、明細書およびクレームについてフィンランドの公用語であるフィンランド語またはスウェーデン語の翻訳文の提出が求められていた。しかし、フィンランドのロンドンアグリーメント加入後は、当該欧州特許の言語が英語であるか EPC65 条(1)に従い英語の翻訳文が提出されている場合には不要となるため、フィンランドにおいて権利取得を希望する欧州特許の出願人の翻訳費用負担が軽減されることとなる。ただし、当該欧州特許のクレームについては、依然としてフィンランド語またはスウェーデン語の翻訳文を提出する必要がある。

フィンランドにおけるロンドンアグリーメントが適用されるのは、2011年11月1日以降に欧州特許公報が特許付与を告示した欧州特許出願。

また、ロンドンアグリーメント加入のために行われたフィンランド特許法の改正によって、国内特許出願の出願から審査までの手続が、従来のフィンランド語とスウェーデン語に加え、英語でも可能となる。英語での審査手続を導入したことにより、特に、特許審査ハイウェイ (PPH) 等の特許庁間の協力において、フィンランド特許出願の地位を向上させることが期待できるとしている。ただし、特許付与の公表までに、クレームのみフィンランド語またはスウェーデン語へ翻訳する必要がある。

### <参考>

#### EPC65 条 欧州特許の明細書の翻訳文

(1) いかなる締約国も、欧州特許庁により付与され、補正され、又は縮減された欧州特許が当該締約国の公用語の何れか一つで作成されていない場合、特許権者が、当該特許権者の選択による当該締約国の公用語の何れか一つによって、又は、当該締約国が特定の一の公用語の使用を定めている場合はその公用語によって付与され、補正され又は縮減された特許の翻訳文を、当該締約国の中央産業財産権官庁に提出すべきことを規定することができる。(後略)

(2)(3) 省略

－ NBPR によるプレスリリースは，以下参照 －

[London Agreement and validation of European Patents](#)

－ 改正された特許法の条文は，以下参照 －

[SUOMEN SÄÄDÖSKOKOELMA \(PDF\)](#)

－ ロンドンアグリーメントの概要については，以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2006 年 10 月号 \(PDF\)](#)

(以上)

《EPC締約国ロンドンアグリーメント加入状況及び加入国の翻訳文提出要件》

EPC 締約国	発効日	明細書	クレーム
アルバニア	未加入		
オーストリア	未加入		
ベルギー	未加入		
ブルガリア	未加入		
クロアチア	2008年5月1日	英語	クロアチア語
キプロス	未加入		
チェコ	未加入		
デンマーク	2008年5月1日	英語	デンマーク語
エストニア	未加入		
フィンランド	2011年11月1日	英語	フィンランド語 or スウェーデン語
フランス	2008年5月1日	○	○
ドイツ	2008年5月1日	○	○
ギリシャ	未加入		
ハンガリー	2011年1月1日	英語	ハンガリー語
アイスランド	2008年5月1日	英語	アイスランド語
アイルランド	未加入		
イタリア	未加入		
ラトビア	2008年5月1日	○	ラトビア語
リヒテンシュタイン	2008年5月1日	○	○
リトアニア	2009年5月1日	○	リトアニア語
ルクセンブルク	2008年5月1日	○	○
マケドニア旧ユーゴスラビア	未加入		
マルタ	未加入		
モナコ	2008年5月1日	○	○
オランダ	2008年5月1日	英語	オランダ語
ノルウェー	未加入		
ポーランド	未加入		
ポルトガル	未加入		
ルーマニア	未加入		
サンマリノ	未加入		
セルビア	未加入		
スロバキア	未加入		
スロベニア	2008年5月1日	○	スロベニア語
スペイン	未加入		
スウェーデン	2008年5月1日	英語	スウェーデン語
スイス	2008年5月1日	○	○
トルコ	未加入		
英国	2008年5月1日	○	○

※ただし、上記「○」は、英語、ドイツ語、フランス語のいずれかのEPO公式言語で付与された欧州特許の明細書またはクレームについて、各EPC締約国における権利有効化の際に、追加の翻訳文の提出の必要がないことを意味する。